

令和7年2月12日
こども青少年・教育委員会
こども青少年局

**市第123号議案 横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、
設備及び運営の基準に関する条例の一部改正**

1 趣旨

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「基準」という。）の一部改正に伴い、横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第46号。以下「条例」という。）の一部を改正します。

2 改正の概要

幼保連携型認定こども園における副園長及び教頭の資格要件は、基準により、①幼稚園教諭の普通免許状を保有し、かつ、②保育士登録簿の登録を受けた者であることとされていますが、基準の附則において、基準の施行日（平成27年4月1日）から10年間は、①又は②のいずれかの資格要件とする特例が設けられています。

基準における園長、保育教諭その他の職員及びその員数に関する事項は従うべき基準であることから、条例において、基準と同様の規定を設けています。

このたび、基準における特例の期間が更に2年間延長され12年間となったことから、条例における同特例措置についても、同様に12年間とします（令和9年3月31日まで）。

3 施行日

公布の日